



## 東地申第7号 東京支社の事務業務のJEPSへの移管と 社員の出向に関する緊急申し入れを提出しました！

10月1日、東京支社が首都圏本部として再出発するにあたり、「変革2027」の実現に向けた組織の再編が急ピッチに進められています。

組織再編施策の中で、東京支社の総合事務センターの業務が移管されることが明らかになりました。しかし、移管を進めるにあたり、社員説明や業務の引継ぎなどの内容が極めて不十分であることが明らかになってきました。いま職場では、社員への説明もなく、納得感もないままに矢継ぎ早に打ち出される施策に対し、疑問・不信感ならびに将来展望を喪失するといった失望感さえ漂っています。

私たちは、労使の真摯な議論を通じて、グループ経営ビジョン「変革2027」の実現に向け努力していくことに異存はありません。しかし、経営幹部と現場組合員・社員の認識一致と納得感がなければ、この施策は活きたものとはなりません。

**私たちは信義誠実の原則を基本に、労使の真摯な議論を通じて、現状の問題点の是正ならびにより良い施策をつくり出すために、緊急に下記の内容を申し入れました。早急な団体交渉の開催を求めます。**

### 緊急申し入れ内容

1. 首都圏本部における事務業務のJEPSへの業務移管内容の範囲と、本体業務として残す業務を明らかにすること。
2. 事務センター、営業統括センターならびに、営業・運車・施設職場の事務業務の将来展望と、JR本体が管轄する業務区分を明らかにすること。
3. 本来、総務課がやるべき業務を事務センターが担ってきたことに対する会社の評価を示すこと。
4. 鉄道は技術継承を基本とする業態であるが、業務を熟知していない社員に引継ぎもなく、業務を引き継げる根拠を示すこと。
5. JEPSへの業務移管は以前から明らかになっていたことであるにもかかわらず、総務課の担当者への引継ぎを行わないまま、担当社員を出向させる理由を示すこと。
6. 引継ぎが行われていない業務の今後の仕事の進め方を示すこと。
7. 出向先であるJEPSの労働条件を示すこと。また、休日の日数がJRの場合と比較して減少する場合は、JR本体が賃金保障すること。
8. 出向社員が業務移行期間に、JR本体の業務の相談や連絡を受ける場合は、JR本体とJEPSとの業務契約を結ぶこと。また、出向社員本人への超勤を支払うこと。
9. JEPSに出向した社員は、3年後どの職場に復帰するのか示すこと。
10. JEPSに出向した社員は必ず3年でJR本体に復帰させること。また、本人希望を重視すること。